

使用前検査変更申請書

廃炉発官R1第190号  
令和2年1月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

令和元年11月11日付け廃炉発官R1第136号をもって申請し、  
令和元年12月6日廃炉発官R1第161号をもって変更した  
雨水処理設備等に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、  
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び  
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、  
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所</p> <p>雨水処理設備等<sup>※1</sup></p> <p>貯留設備<sup>※2</sup></p> <p>モバイルRO膜装置雨水受入タンク 2基</p> <p>モバイルRO膜装置処理水タンク 3基</p> <p>雨水RO濃縮水受入タンク 2基</p> <p>ろ過処理水受入タンク 1基</p> <p>関連設備<sup>※2</sup></p> <p>雨水RO濃縮水移送ラインフィルタユニット 1基</p> <p>モバイルRO膜装置供給ポンプ（完成品） 2台</p> <p>雨水RO濃縮水移送ラインフィルタユニット供給ポンプ 2台</p> <p>ろ過処理水移送ポンプ 1台</p> <p>主要配管</p> <p>モバイルRO膜装置</p> <p>モバイルRO膜装置雨水受入タンクから モバイルRO膜装置入口までの一部</p> <p>モバイルRO膜装置出口から モバイルRO膜装置処理水タンクまでの一部</p> <p>雨水RO濃縮水移送</p> <p>モバイルRO膜装置入口分岐から 雨水RO濃縮水受入タンクまで</p> <p>雨水RO濃縮水受入タンクから 雨水RO濃縮水移送ラインフィルタユニット入口まで</p> <p>雨水RO濃縮水移送ラインフィルタユニット入口から 雨水RO濃縮水移送ラインフィルタユニット出口まで</p> <p>雨水RO濃縮水移送ラインフィルタユニット出口から ろ過処理水受入タンクまで</p> <p>ろ過処理水受入タンクから RO濃縮水貯槽入口まで</p> <p>※1 実施計画Ⅱ.2.36.2.1 主要仕様参照</p> <p>※2 実施計画Ⅱ.2.36.2.1.1の設備を示す</p> <p>汚染水処理設備等</p> <p>中低濃度タンク</p> <p>RO濃縮水貯槽及び濃縮廃液貯槽<sup>※3</sup>（Dエリア基礎外周堰）</p> <p>※3 実施計画Ⅱ.2.5.2.1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	<p>平成25年8月14日</p> <p>（ 実施計画の変更認可年月日 ※1 令和元年7月8日 ※2 令和元年7月8日 ）</p>
検査を受けようとする工程	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができなくなった時</p> <p>設備の組立てが完了した時</p> <p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
検査を受けようとする期日	<p>自 令和2年2月4日</p> <p>至 令和2年2月14日</p>
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和2年3月16日

注) 下線は変更箇所を示す。

変更事由

- ・申請する設備について、雨水処理設備に該当する設備がないことから、雨水処理設備を削除した。
- ・申請する設備について、設備ごとの記載に変更し、適正化した。
- ・工事工程の見直しにより、検査を受けようとする期日及び使用の開始の予定時期の見直しを行った。

# 工事の工程に関する説明書

年月 項目	平成30年												平成31年				令和元年																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2										
雨水処理設備等					—																		▼													△ ☆

— : 工事期間      ☆ : 使用前検査      △ : 工事完了  
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

屋外（汚染水タンクエリア）

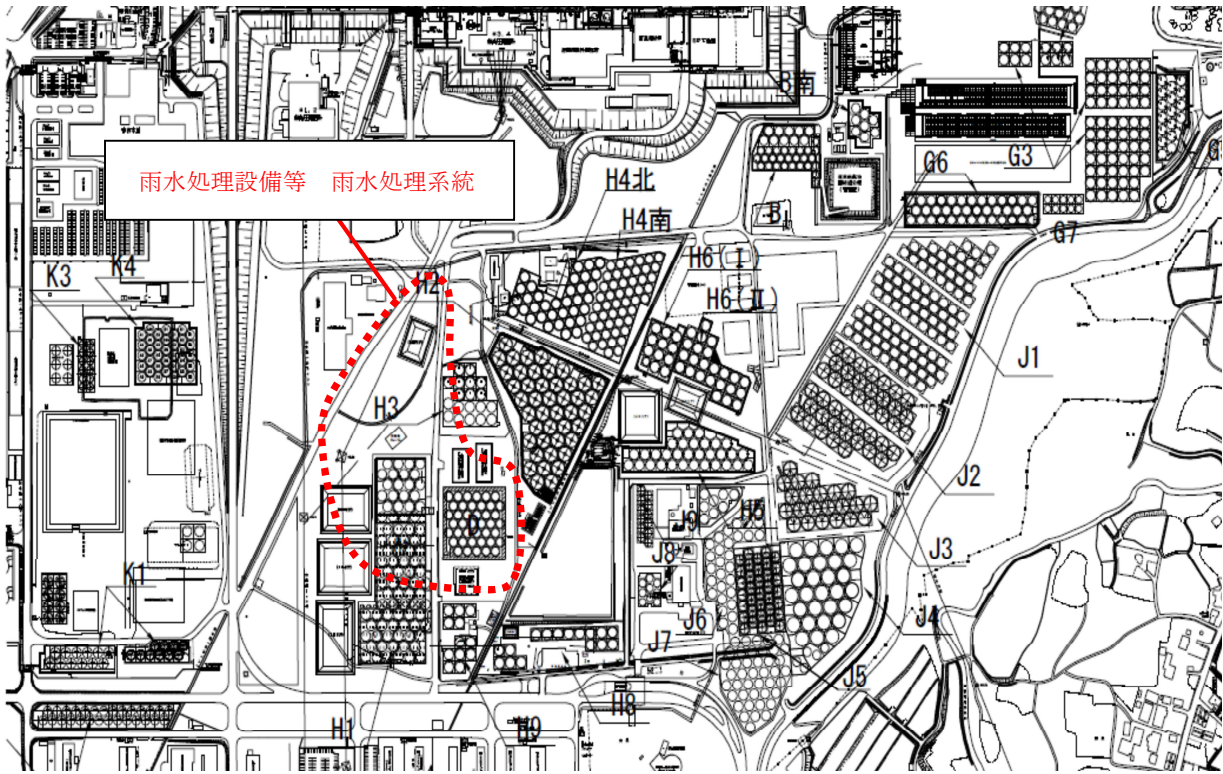
: 管理対象区域

別添－1 : 検査場所図


別添－2 : 検査範囲図

以 上

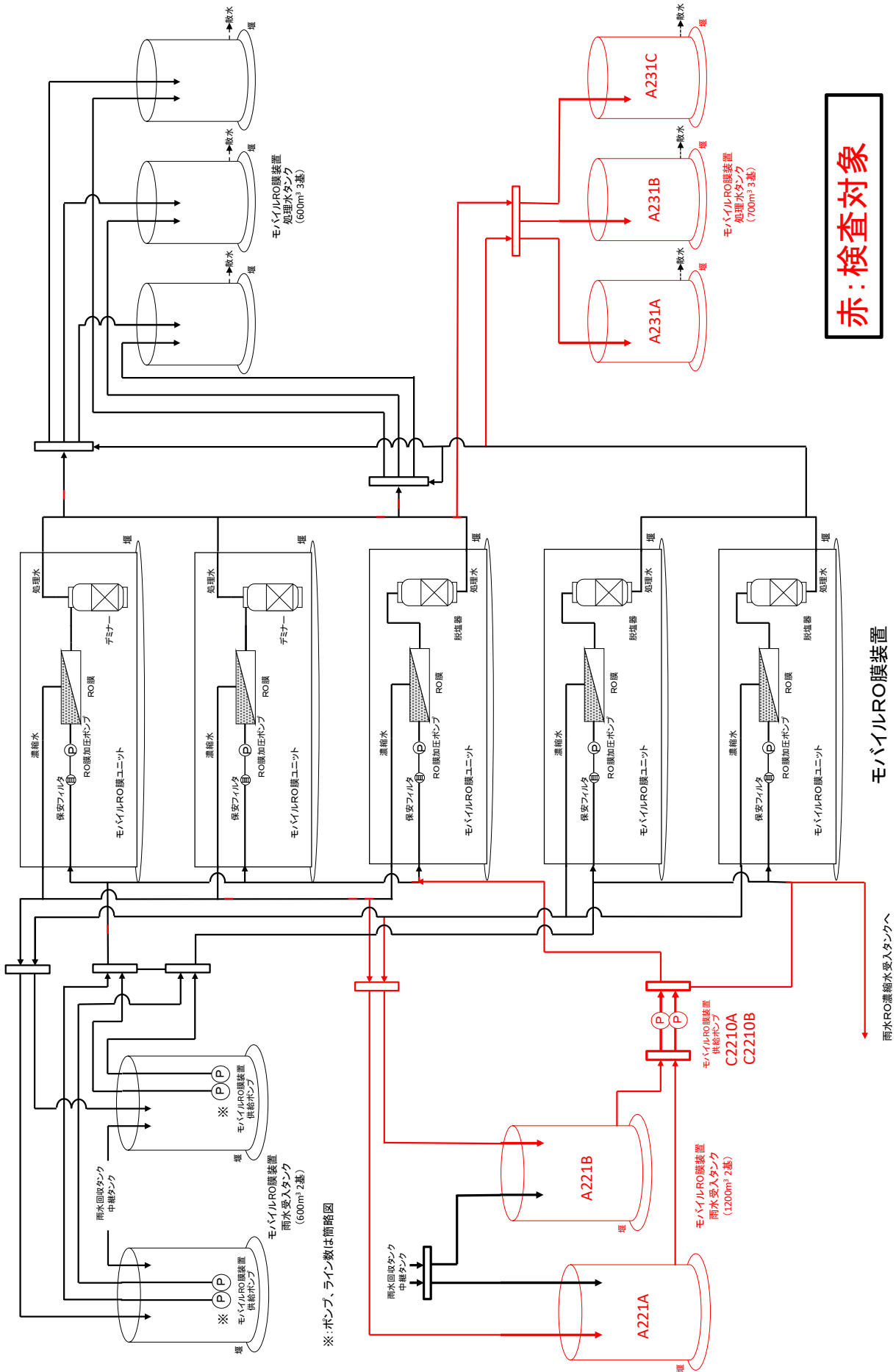
検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査範囲図



### 検査範囲図

